

Q824. パートタイム労働者も、労働契約法や労働基準法などの労働関係の法律が適用されますか？

パートタイム労働者も、労働契約法、労働基準法など労働関係の法律が適用されますが、所定労働日数や所定労働時間数等に応じて、フルタイム労働者と異なる取り扱いがなされる場合があります。

たとえば、パートタイム労働者の年次有給休暇について特別の規定が設けられているほか、パートタイム労働者を10人以上雇用する企業には就業規則作成義務があり、パートタイム労働者に係る事項について就業規則を作成・変更する場合には、パートタイム労働者の過半数を代表する者の意見聴取の努力義務があります。

また、労働基準法15条1項の労働条件明示の規制については、昇給や退職手当、賞与の有無等の特定事項を文書で交付する必要があり、違反した場合には、10万円以下の過料の制裁が定められています（パート労働31条）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成